

平成 26 年 11 月 26 日

法人インターネットバンキング「荘銀ビジネスダイレクト」

不正利用に係る被害補償開始について

株式会社 荘内銀行（本店：鶴岡市、頭取：國井 英夫）では、法人のお客さま向けのインターネットバンキングを安心してご利用していただくため、平成 26 年 12 月 1 日（月）より「荘銀ビジネスダイレクト」により不正な預金払戻しに遭われた場合の被害補償を下記のとおり実施いたします。

記

1. 法人インターネットバンキング「荘銀ビジネスダイレクト」にて預金等の不正な払戻しの被害にあわれた場合に、1 ご契約あたり年間 1,000 万円を上限として被害補償を実施いたします。
2. 補償開始日
平成 26 年 12 月 1 日（月）
3. 補償金額について
当行が提供しているセキュリティ対策（電子証明書、メール通知パスワード、ウイルス対策ソフト等）を行っていない場合や、パスワードの管理に問題があった場合など、お客さまのお話をお伺いしたうえで内容によっては被害補償の対象外または補償額が減額される場合もございます。詳細は別紙の内容をご参照ください。
4. 被害に遭われた場合
身に覚えのない不審なお取引、パスワードなどが他人に知られた、または、知られた恐れがある場合には下記フリーダイヤルまたはお取引店まで至急ご連絡ください。

（次ページへ続く）

本件に関するお問い合わせ先
荘銀ダイレクトサポートセンター
フリーダイヤル：0120-61-4071
（受付時間：平日 9:00～19:00）

(別紙)

被害補償の対象外または減額となりうる主な場合

- 当行が提供しているセキュリティ対策（電子証明書、メール通知パスワード、ウイルス対策ソフト「PhishWall(フィッシュウォール)プレミアム」等）を利用していない場合
- インターネットバンキングに利用するパソコンの基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアが最新の状態に更新されていない場合
- パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザを使用している場合
- パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入し、最新の状態で稼働していない場合
- インターネットバンキングに係るパスワードを定期的に変更していない場合
- 不正な払戻しの発生した翌日から 30 日以内に当行への届出がない場合
- 警察へ被害届を提出していない場合
- 被害調査にご協力いただけない場合
- ID・パスワード等が管理不十分により他人が知りえる状態になった場合
- パソコン等が盗難された場合において ID・パスワード等をパソコン等に保存していた場合
- お客さま、お客さまの従業員、そのご家族等の行為もしくは加担した犯行である場合
- 戦争、地震等により著しい秩序の混乱時の不正利用による損害である場合

以 上